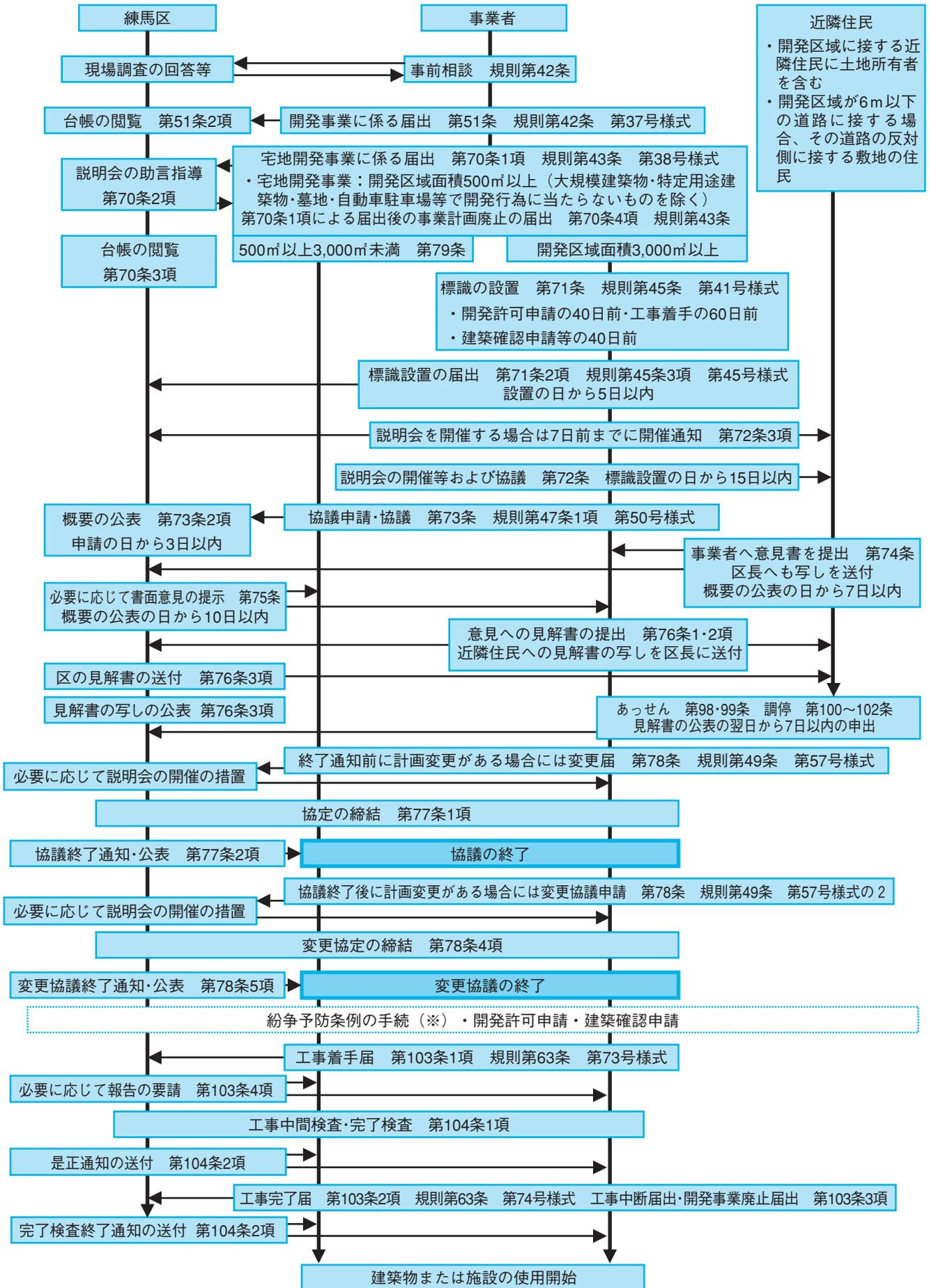


宅地開発事業の手続の詳細フロー



※ 宅地開発事業のうち、開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満で紛争予防条例の手続を必要とするものについては、早い段階での周辺住民への周知を目的に、宅地開発事業の手続（第70条1項）と併行して紛争予防条例の手続に入ることができます。